

# 守谷市スポーツ少年団本部規程

(総則)

第1条 この規程は、守谷市スポーツ協会加盟団体規程に基づいて、守谷市スポーツ少年団本部（以下「本部」という）に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本部は、守谷市内スポーツ少年団の育成及び活動の活性化を図り、地域の青少年育成に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本部は次の事業を行う。

- (1) スポーツ少年団の育成指導と援助
- (2) スポーツ少年団の指導及びリーダーの養成
- (3) スポーツ少年団体力テストの実施
- (4) スポーツ少年団関係の登録に関する事
- (5) スポーツ少年団母集団（育成会）の育成並びに機能強化
- (6) スポーツ少年団の合同事業に関する事
- (7) その他スポーツ少年団に必要な事業

(組織)

第4条 本部は、守谷市内のスポーツ少年団をもって組織する。

(登録)

第5条 本部への加入は、登録をもって行う。

2 本部へ加入したスポーツ少年団は、茨城県並びに日本スポーツ少年団へ登録する。

3 登録は毎年度更新する。

(登録の取り消し)

第6条 本部へ登録したスポーツ少年団は、次の各号に該当するとき登録の取り消しをするものとする。

- (1) スポーツ少年団を解散したとき
- (2) 第5条に定める登録の更新をしなかったとき
- (3) スポーツ少年団の目的及び組織の定めるところに重大な違反があったと認められるとき

(役員)

第7条 本部に次の役員を置く。

- (1) 本部長 1名
- (2) 副本部長 2名
- (3) 本部委員 若干名
- (4) 監事 2名
- (5) 代議員 若干名

(本部長)

第8条 本部長は代議員会において代議員の互選によって選出する。

2 本部長は本部を代表し本部を統括する。

(副本部長)

第9条 副本部長は代議員会において代議員の互選によって選出する。

2 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は欠けたとき、その職務を代理する。

(本部委員)

第10条 本部委員は各専門部会の代表者で組織し、本部長がこれを委嘱する。

(監事)

第11条 監事は、代議員会において代議員の互選によって選出する。

2 監事は本部の会計を監査する。

(代議員)

第12条 代議員は、次のものとする。

(1) 本部へ登録したスポーツ少年団の代表者

(顧問)

第13条 顧問は会議において推薦し本部長が委嘱する。

2 顧問は会議に出席し意見を述べる事が出来る。

(役員任期)

第14条 本部役員任期は、2年とし再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じた場合、それぞれの選出方法に準じて欠員を補充する。ただし補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

3 役員任期は次期役員就任まで継続するものとする。

(会議)

第15条 会議は本部長がこれを招集し議長となる。

2 会議はすべて過半数の出席者を持って成立し、議事は出席者の過半数で決し可否同数のときは議長の決するところによる。

(本部委員会)

第16条 本部委員会は本部の事業に関し、企画運営を行う。

2 本部委員が本部委員会に出席できないときは、他の本部委員に議決権を委任することができる。

(代議員会)

第17条 代議員会は、次の議事を審議し、その執行にあたる。

(1) 役員選出

(2) 規程改正

(3) 事業計画の決定と事業報告の承認

(4) 予算の決定と決算承認

(5) その他重要な事項

2 代議員が代議員会に出席できないときには、代理者に議決権を委任することができる。

(専門部)

第18条 本部の各種目の円滑な運営を図るため専門部会を置く。

2 専門部会については、本部委員会の議決を経て別に定める。

(会計)

第19条 本部の会計は、会費、補助金、賛助金その他の収入金をもってあてる。

(会計年度)

第20条 本部の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日におわる。

(規定変更)

第21条 本規程は代議員会で出席者の過半数の同意を得なければ改正することができない。

附 則

本規程は、昭和61年4月1日から適用する。

附 則

本規程は、平成6年4月1日から適用する。

附 則

本規程は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

本規程は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

本規程は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

本規程は、令和3年4月1日から適用する。